



この「学校安心ルール」は、教育振興基本計画に示されている学校の安心・安全のためのスタンダードモデルをもとに作成しています。

※「3」よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議します。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な指導員の先生がいつでも丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※安心ルールの内容や表記については、必要に応じて見直しを行い、変更する場合にはその都度お知らせします。